

仕様書番号	6031
作成年月日	令和6年4月1日

(6) 4号隊舎加圧給水ポンプユニット補修工事

件名	(6) 4号隊舎加圧給水ポンプユニット補修工事		
図面	表紙	縮尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	1 / 5

## 共通仕様書（工事）

### 1 総則

本工事の仕様は、共通仕様書、特記仕様書、設計図に記載してある事項、監督官の指示事項及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（最新版）』並びに関係規則を順守する。

### 2 軽微な変更

現場の収まり、取り合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議する。

### 3 使用材料

- (1) 仮設用材料以外の使用材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格した物を使用する。ただし、検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質又は不良品と認めたものは使用してはならない。
- (2) 使用材料は、日本産業規格及び日本農林規格等を基準とし、これらの規格の制定にないものについては、監督官の指示を受ける。

### 4 水道電気料等の使用

本工事に関わる水道電気料等は、請負者において負担する。但し、特記仕様書に水道電気料金等の記載がある場合は、特記仕様書による。

### 5 諸法規等の順守

請負者は労働安全衛生法、職業安定法、失業保険法、労働者災害保険法及び各関係付属法規並びに工事に関する諸法規、自衛隊の規定を順守し、工事の円滑なる進捗を図る。

### 6 発生材等の処置

本工事により発生した金属類は発生材調書により官側へ引継ぐものとし、監督官の指示する場所に集積する。それ以外の発生材については、特記仕様書による。

### 7 竣工検査

本工事が完了したならば、監督官に申し出て検査官の竣工検査を受けるものとし、その結果、不合格の箇所があった場合、請負者の負担において手直しを行い、再検査を受ける。

### 8 現場管理

- (1) 現場での作業員の監督・風紀衛生の取り締まり、火災及び盗難並びにその他事故防止について、請負者は責任を持って十分な注意を払う。
- (2) 現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行う。
- (3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の既設工作物に対しては、作業に伴う損傷を及ぼさないよう十分な防護工作を施す。万一、損傷を与えた場合には、請負者の負担において補修又は原形に復する他、それに伴う損害を補償する。

### 9 安全管理

- (1) 請負者は、常に作業の安全に留意し、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業員は、作業中において安全帽を着用し、高所作業の場合にあっては、安全帯を使用する等、適宜必要な措置を講じなければならない。

### 10 火気の使用

現場で火気を使用する場合（溶接作業を含む）は、必要な手続きを行い、許可された後に使用する。

### 11 工程表及び工事計画

請負者は、着工前に工程表を監督官へ提出し、作業順序及び工事計画について承認を得る。

### 12 提出書類

請負者は、提出書類・申請等について官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官へ提出する。

### 13 外国人労働者

作業員に外国人労働者を含む場合、契約後に当該作業員の立入申請書、旅券、外国人登録者証明書を提出し、官側の承認を受けてから作業を開始する。

### 14 写真撮影

請負者は、着工前、着工中、着工後、着工後に隠蔽となる箇所、材料検査等の状況及び監督官が指示する場所を撮影し、写真帳に整理の上、監督官へ提出する。

件名	(6) 4号隊舎加圧給水ポンプユニット補修工事		
図面	共通仕様書（工事）	縮尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	2 / 5

特記仕様書

1 工事件名

(6) 4号隊舎加圧給水ポンプユニット補修工事

2 工事場所

新潟県上越市南城町3丁目7番1号 陸上自衛隊高田駐屯地

3 工事概要

加圧給水ポンプユニットの撤去、新設 1式

4 工事仕様

(1) 撤去給水ポンプユニット諸元

製造会社 : (株)荏原製作所

形式 : 32BIPMD5.4A

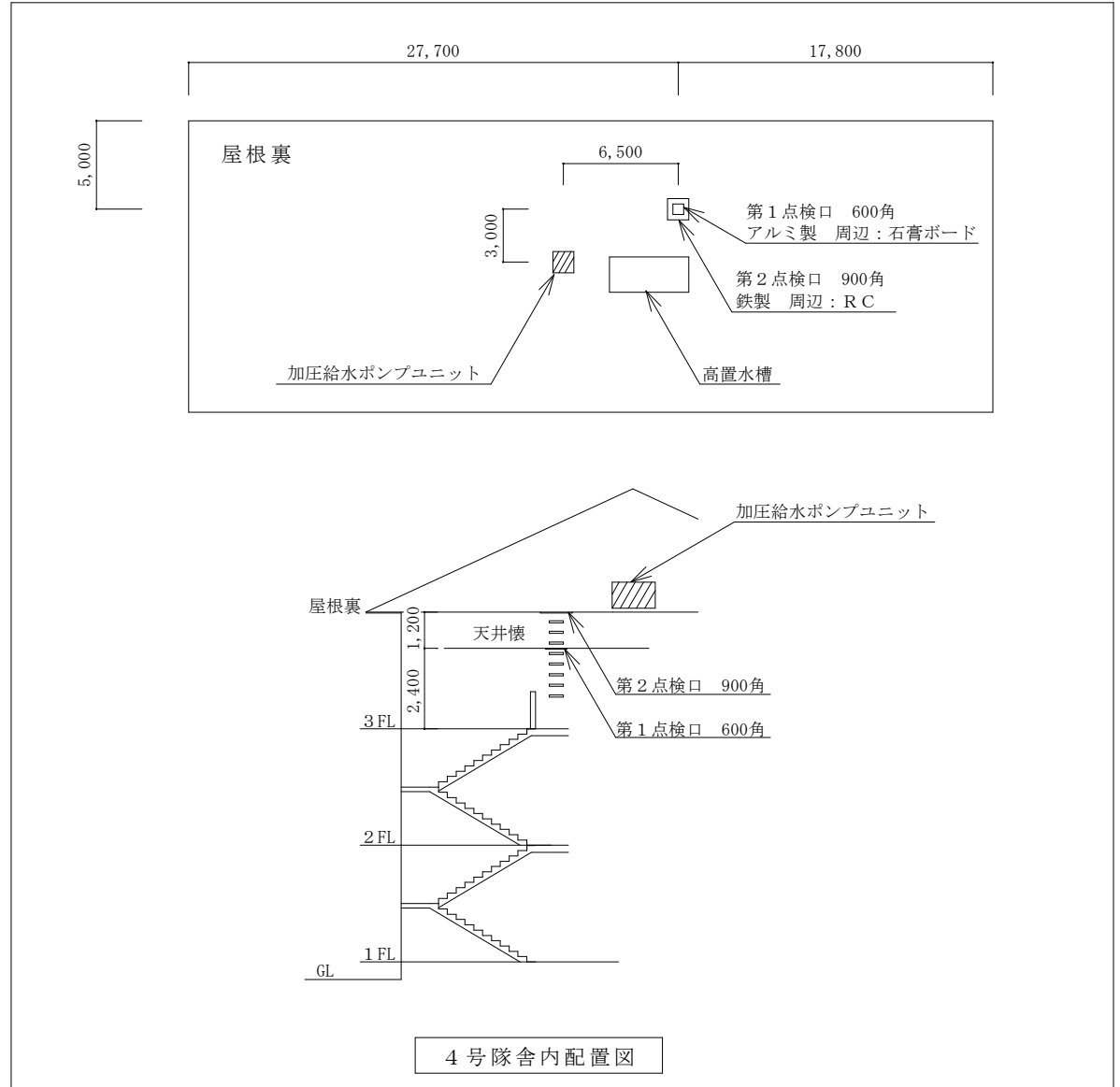
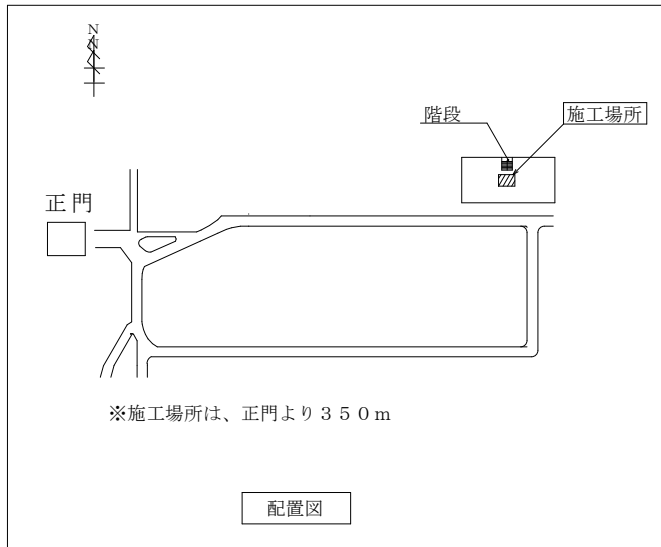
電源 : 三相200V(50Hz)

(2) 使用材料等は、下記に示す製品又は同等品以上とする。

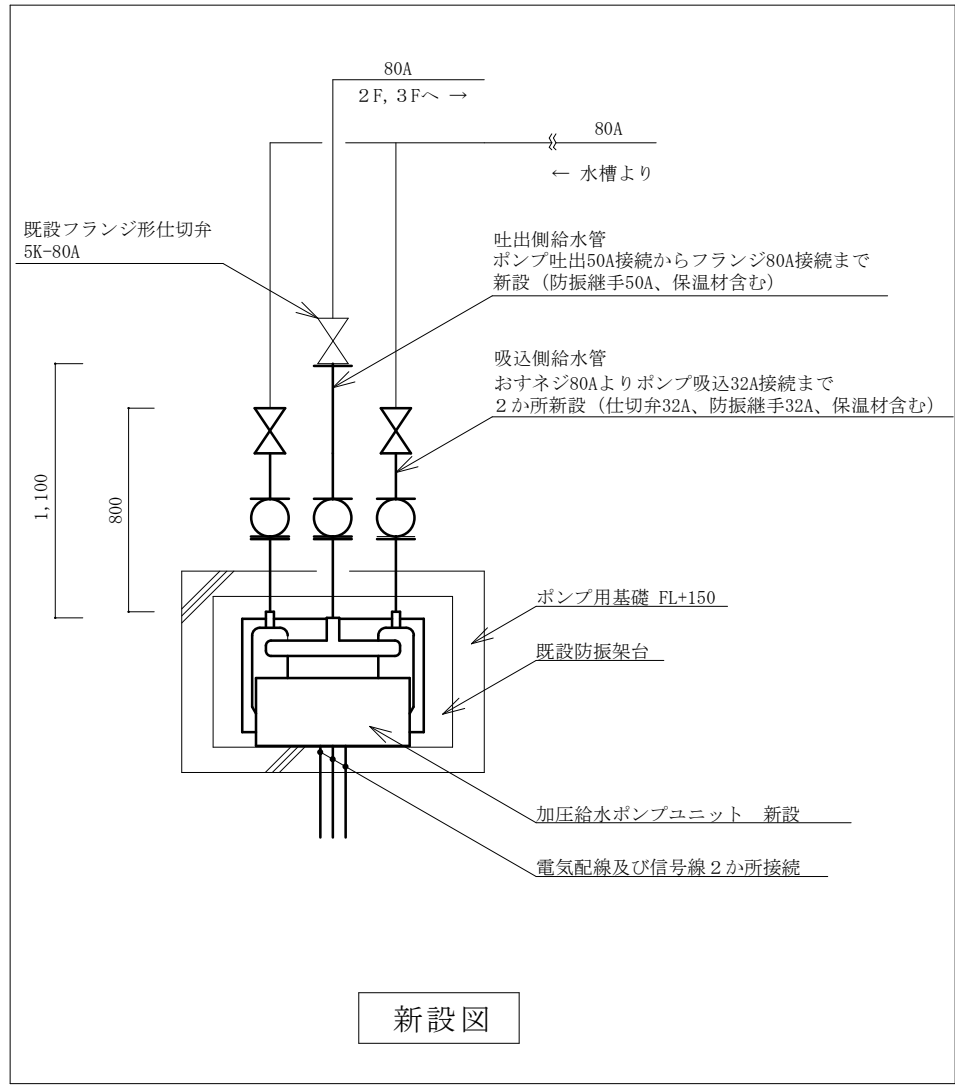
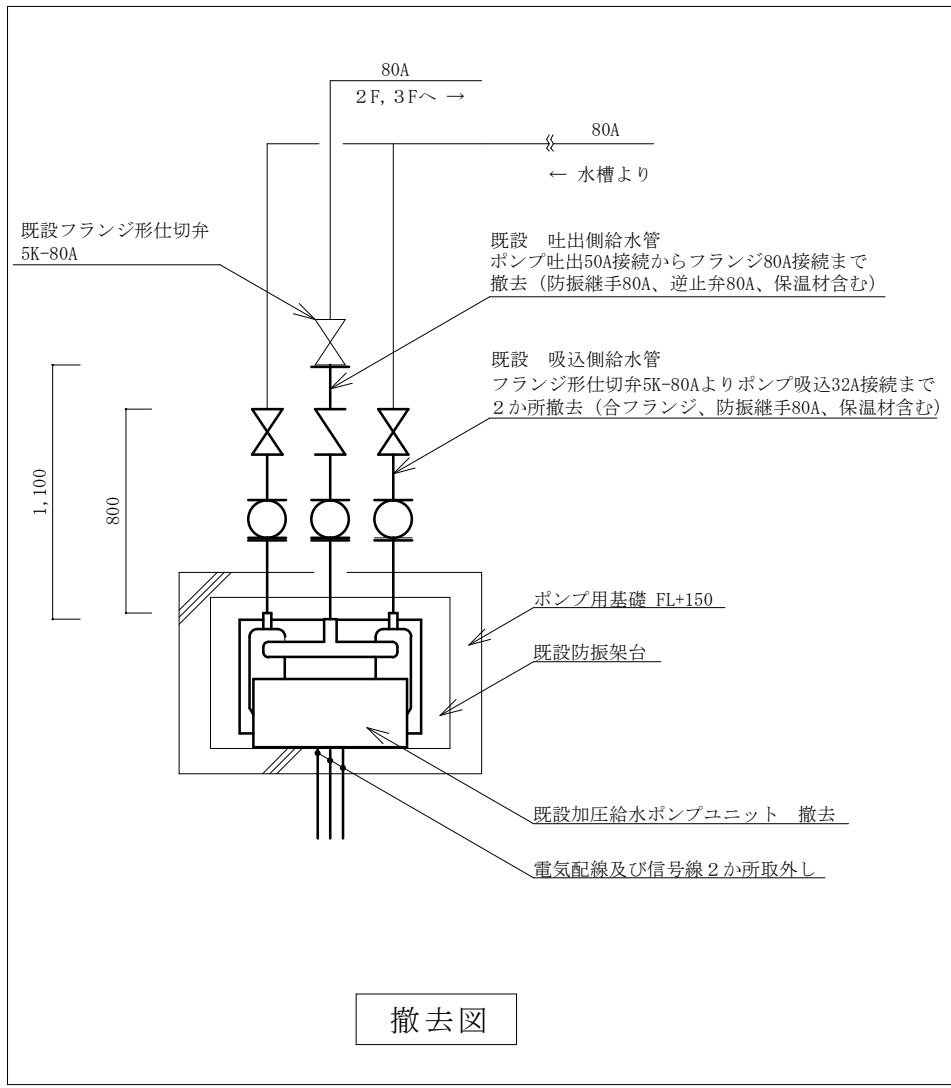
加圧給水 ポンプ ユニット	製造会社 : (株)荏原製作所 形式 : 32BNBME0.4E 制御方式 : 推定末端圧力一定制御(インバータ方式) 運転方式 : 並列交互運転 電源 : 三相200V(50Hz) 口径 : 吸込32mm 吐出50mm
給水管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
継手	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手
防振継手	給水用 合成ゴム製 球形・フランジJIS10K
仕切弁	管端防食ねじ込み形弁
保温材	グラスウール保温材 厚さ20mm

- (2) 本工事は、「上越市指定給水装置工事事業者」の資格を有する者が施工するとともに、その資格証の写しを監督官に提出すること。
- (3) 本工事にはポンプユニット用電気配線及び信号線の接続及び取外しを含み、「第2種電気工事士」の資格を有する者が行うとともに、その資格証を監督官に提示すること。
- (4) 断水を伴う作業日は土曜日、日曜日又は祝日とし、事前に監督官と調整の上、決定すること。
- (5) フランジ接続には、パッキン及びボルトナットも含むものとする。
- (6) ポンプユニット及び既設給水管への接続は、配管寸法や使用継手を十分考慮し、事前に現場を調査したうえで実施すること。
- (7) ポンプユニット設置場所は屋根裏で防水処置が施されていないため、養生処置をすること。
- (8) 金属類以外の発生材も官側へ引継ぎ、高田駐屯地内の監督官が指示する場所に集積すること。
- (9) 作業完了後、試運転調整を実施し、その結果を「試運転結果報告書(様式随意)」にまとめ、監督官に提出すること。
- (10) 試運転調整に必要な水道電気料は、官側で負担する。
- (11) 本工事に関する施工保証は、完成検査後1年間とする。

件名	(6) 4号隊舎加圧給水ポンプユニット補修工事		
図面	特記仕様書	縮尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	3/5



件名	(6) 4号隊舎加圧給水ポンプユニット補修工事		
図名	案内図、配置図	縮尺	—
高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	4 / 5	



件名	(6) 4号隊舎加圧給水ポンプユニット補修工事		
図名	撤去図、新設図	縮尺	1/30
高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	5 / 5	